

五所川原市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する固定資産税等減免の特別措置に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五所川原市税条例（平成17年五所川原市条例第52号。以下「条例」という。）第71条第1項第4号及び五所川原市都市計画税条例（平成17年五所川原市条例第60号）第6条第6項の規定による減免のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響により収入が減少した者が納付すべき固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象者、割合等)

第2条 固定資産税等の減免を受けることができる者、当該減免の対象とする固定資産(条例第54条第1項に規定する固定資産をいう。以下同じ。)、当該減免の要件及び当該減免の割合は、別表のとおりとする。

2 前項の規定は、この要綱による減免の要件のほかに条例第71条第1項各号のいずれかに該当する固定資産のうち、別表に定める減免の割合を超える減免の対象となるものについては、適用しない。ただし、減免の対象となる固定資産が重複しないときは、この限りでない。

(適用除外)

第3条 固定資産税等の納税義務者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者についての固定資産税等の減免は行わない。

- (1) 前年度分までの市税(条例第3条に規定する市税をいう。)を完納していない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者

(申請書等の提出)

第4条 この要綱に基づき減免を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、固定資産税・都市計画税減免申請書(様式第1号。次条において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 営業を営もうとする者が、法令等に基づき受けなければならないとされている許可を受けていることを証明する書類の写し
- (2) 営業状況及び減収状況を証明する書類
- (3) 同意書兼誓約書(様式第2号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(減免の決定通知等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その可否を決定し、その決定の内容を固定資産税・都市計画税減免決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、固定資産税等の減免の変更が必要となったときは、固定資産税・都市計画税減免変更決定通知書(様式第4号)により、当該減免の決定を受けている者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により固定資産税等の減免の決定を受けた事実を確認した場合は、直ちに当該減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により固定資産税等の減免の決定の全部又は一部を取り消したときは、固定資産税・都市計画税減免取消決定通知書(様式第5号)により、当該減免の決定を受けている者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

別表(第2条関係)

固定資産税等の減免を受けることができる者	固定資産税等の減免の対象とする固定資産	固定資産税等の減免の要件	固定資産税等減免の割合
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受け、同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業を営む者を除く。)	左欄に掲げる者が所有し、直接その用に供する固定資産(土地については地方税法(昭和25年法律第226号)第34条の3の2第1項に規定する住宅用地以外の土地に限る。)	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から同年5月までの期間に係る事業収入の減少による損失額の合計額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が、前年の3月から同年5月までの期間における事業収入の額の10分の3以上であること。	10分の2